

### 3 用語解説

#### (1) 会計の区分

##### (ア) 一般会計

一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計であり、特別会計以外のすべての経費は一般会計で処理しています。

##### (イ) 特別会計

特別会計とは、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計で、次のとおり区分されます。

- ①法律で特別会計とすることが決められている事業会計  
(国民健康保険事業会計や老人保健事業会計など)
- ②収益事業会計(競馬・競輪など)
- ③公営企業会計
- ④市町村が独自に設けており、普通会計に属する特別会計  
(交通災害共済事業会計、土地取得会計など)

##### (ウ) 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外のものの純計額です。

市町村ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分です。

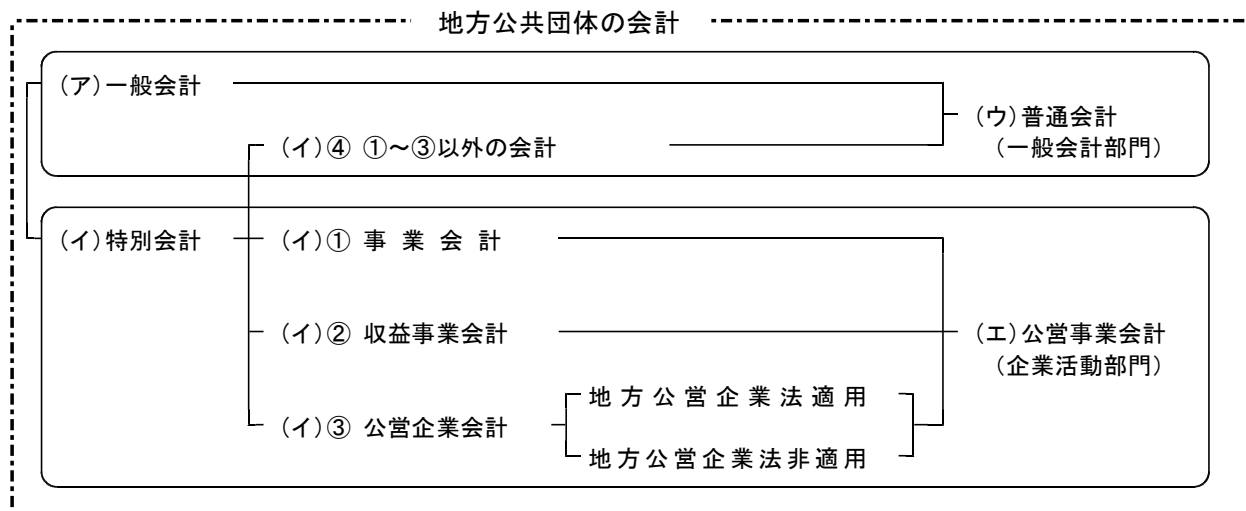
##### (エ) 公営事業会計

公営事業会計とは、普通会計と同じく地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分で、次の公営企業や事業に係る会計の総称です。

地方財政法施行令第46条に掲げる事業(水道、病院、交通、下水道事業など)や駐車場整備、介護サービス事業などに係る公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学付属病院事業会計

##### (オ) 公営企業会計((イ)③と同一)

公営企業会計とは、水道事業や病院事業など地方公共団体が経営する事業に係る会計であり、これらの会計には、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を全部または財務規定等を適用し、民間企業に準じた経理を行うもの(法適用企業)と、地方公営企業法を適用せず、経理を官庁会計方式で行うもの(法非適用企業)があります。



## (2) 普通会計

### (ア) 形式収支

形式収支とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

歳入総額－歳出総額

### (イ) 実質収支

実質収支とは、形式収支から、翌年度への繰り越すべき財源（継続費の通次繰越〔執行残額〕、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源）を差し引いたものをいいます。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれています。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源

### (ウ) 実質単年度収支

実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いたものをいいます。この指標は、当該年度だけの実質的な収支を把握するために用いられるものです。

当該年度実質収支－前年度実質収支  
＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額

#### ※実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- ・実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字により当該年度が黒字になっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字になる。
- ・地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか（実質単年度収支）をあわせて見る必要がある。

## (エ) 一般財源

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源と言います。

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額となっています。

## (オ) 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたものをいいます。

目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれます。

## (カ) 経常一般財源

経常一般財源とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。

具体的には、市町村税（目的税を除く。）、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、普通交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないものをいいます。

## (キ) 義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいい、きわめて硬直性の強い経費です。

職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっています。

人件費＋扶助費＋公債費

## (ク) 投資的経費

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。

普通建設事業費＋災害復旧事業費＋失業対策事業費

## (ケ) 経常収支比率

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をいいます。

比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100$$

## (コ) 財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の3カ年の平均値です。

財政力指数が大きいほど財源に余裕があるといえます。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

※基準財政収入額：普通交付税の算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額

※基準財政需要額：普通交付税の算定上、地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額

## (サ) 標準財政規模

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加算した額です。

$$\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

※標準財政収入額 = (基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金) × 100/75

※標準財政収入額等 = 標準財政収入額 + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金

### (3) 健全化判断比率

#### (ア) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、11.25%～15%以上の団体については財政健全化計画、20%以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

#### (イ) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、16.25%～20%以上の団体については財政健全化計画、30%以上の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額

- ①：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ②：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額が生じた会計の資金の剰余額の合計額

## (ウ) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税に算入された額を除く）に充当されたものの占める割合の3カ年の平均値です。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、25%以上の団体については財政健全化計画、35%以上の団体においては財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取り組みを進めていかなければなりません。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{にかかる基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{にかかる基準財政需要額算入額})}$$

※準元利償還金：①から⑤までの合計額

- ①：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たり元金償還金相当額
- ②：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③：組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤：一時借入金の利子

## (エ) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高のほか、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を標準財政規模と比較した比率です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、350%以上の団体は財政健全化計画を策定し、財政の健全化に向けた取り組みを進めなければなりません。

$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額})}$
---

※将来負担額：①から⑩までの合計額

- ①：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ②：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④：当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥：地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦：当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧：設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付を行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨：連結実質赤字額
- ⑩：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額

※充当可能基金額：地方自治法第241条に基づく基金から、①～⑧の償還額等に充てることのできる額